



羽田空港国際線旅客ターミナル 報道取材規定

2018年4月3日 改訂

東京国際空港ターミナル株式会社

この取材規定は、東京国際空港ターミナル株式会社（以下「当社」という。）が管理する東京国際空港国際線旅客ターミナルの敷地内（ターミナル屋外を含む）（以下「当ターミナル」という。）において、取材に当たってのルールや注意事項をまとめたものです。

なお、下記の場所で取材される場合は、別途下記管轄先の許諾がそれぞれ必要です。

- イ) 保安区域（保安検査場）：国土交通省東京航空局東京空港事務所空港保安防災課
- ロ) CIQ（税関・出入国管理・検疫）エリア：それぞれの所轄官庁
- ハ) 店舗や航空会社カウンター：当該店舗および各航空会社
- ニ) 京浜急行・東京モノレール駅構内：各鉄道会社

＜ 取材に当たってのルールや注意事項 ＞

1. 取材活動を行うときは、原則事前に当社へご連絡いただき、自社腕章を着用して取材願います。腕章をお持ちでない場合は、防災センターで当社の腕章を貸し出します。
 - ・企画部（平日：9：00～17：30） TEL：03-6428-5901 e-mail：tiat-kouhou@tiat.co.jp
 - ・防災センター（上記以外の時間） TEL：03-6428-0111 e-mail：bousai@tiat.co.jp
2. 報道以外の番組取材、営業要素の強い撮影等は、事前に当社の許可を得てください。
 - ・上記取材の相談窓口：企画部（平日：9：00～17：30のみ、連絡先は上記と同じ）
3. 当規定は、空港利用者の利便性と安全性を最優先とした上で、取材活動を円滑に進めることを目的に制定されており、下記の禁止事項については、ご理解をいただいた上で順守願います。
 - (1) エスカレーター・エレベーター・階段およびターミナル出入り口付近での撮影。
 - (2) 後ずさりしながらの撮影および機材を持って走ること。（移動しながらの撮影は極力控えてください）
 - (3) 空港利用者の通行および店舗への動線を遮るようにカメラケーブル等を敷設すること。
 - (4) 取材終了後に、取材エリアを長時間占有すること。
 - (5) 当ターミナル内に脚立や三脚などの機材等を放置すること。
4. 肖像権および著作権などの権利関係を含め、個人および事業者とのトラブルは貴社が責任を持って対処願います。
5. 空港利用者の利便性を損なう場合や館内業務に支障が出る場合は、当社職員および警備員の指示に従ってください。